

甲

収去証

記号	
番号	

- 1 被収去者の住所又は営業所所在地
- 2 被収去者の氏名又は法人名
- 3 収去品名
- 4 収去数量
- 5 収去目的
- 6 収去日時 平成 年 月 日 午前 時
- 7 収去場所

食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。

平成 年 月 日
 所屬庁
 収去者 職 氏 名印
 所屬庁印

備考

※教示事項について（別紙）参照

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。
- 2 所屬庁印は、赤色とする。
- 3 この用紙は、甲片及び乙片の2片とする。
- 4 乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所屬庁印及び印を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

（別紙）

<教示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。
 この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

<参照条文>

○食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

第28条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。
 2～4 （略）

第70条 （略）

2 （略）

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

備考

- 1 教示文言中の「〇〇」には、収去者の所屬庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「厚生労働大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。
- 2 教示文言中の「□□」には、収去者の所屬庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。